平成２５年（フ）第２４９号
静岡県御殿場市二枚橋143番地の１　サンビレッジＡ201
債務者　山本　嘉弘
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２６３号
静岡県沼津市志下86番地の１　アイリス桃郷118号
債務者　石井　　昭
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１２６６号
名古屋市中区新栄３丁目35番２号　市営新栄荘１棟1007号
債務者　伊藤　和年
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５５５号
京都市伏見区深草鈴塚町６番地１　鈴塚市営住宅９棟506、前住所京都市伏見区深草鈴塚町６番地の１　鈴塚市営住宅１―405
債務者　森本たつゑ
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７２１号
京都市山科区大塚壇ノ浦45番地23
債務者　大西　節子
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７２２号
京都市上京区千本通丸太町上る小山町903番地　メゾン池田屋303号
債務者　大西　淑子
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７４５号
京都府城陽市寺田丁子口103番地の42
債務者　納本　純子（旧姓袖川）
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７７９号
京都市北区上賀茂柊谷町13番地１　シャトー岩松103号
債務者　小野山孝雄
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１９号
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕218番地10、旧住所兵庫県三田市狭間が丘５丁目４番地　５棟505号
債務者　日野　俊久
１　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第５２号
岡山県真庭市鍋屋72番地　石尾アパート３
債務者　福井由美子
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１８１号
香川県高松市城東町１丁目６番８号　コート玉藻101号室
債務者　英　　由紀
１　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８２号
香川県高松市円座町1040番地７　コスモス円座Ｉ105号室
債務者　鵜川　　愛（旧姓神内）
１　決定年月日時　平成25年７月23日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８９号
香川県高松市西ハゼ町188番地７
債務者　善生　和夫
１　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２８４号
大分県別府市餅ケ浜町５番31号　松亀ビル502号
債務者　福田みゆき
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２８５号
大分県別府市餅ケ浜町５番31号　松亀ビル502号
債務者　福田美智子
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０号
大分県日田市前津江町大野2151番地２
債務者　三苫　明彦
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第５７０号
東京都日野市大字日野415番地の１
債務者　和田　　猛
１　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部